

## 次世代法Q&A

### Q1 次世代育成支援対策推進法とは？

◆次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるため、平成17年4月から「次世代育成支援対策推進法」(以下「次世代法」という。)が全面施行されました(その後、平成21年4月から一部改正)。

この法律に基づき、事業主は仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための一般事業主行動計画(以下「行動計画」という。)を策定・実施することが義務づけられています(労働者100人以下の企業は努力義務)。

◆平成27年3月までの10年間の時限立法でしたが、平成37年3月までさらに10年間延長するとともに、新たな認定制度の創設等を内容とする改正法案が4月16日成立しました。

### Q2 次世代法に基づく「くるみん」認定とは何ですか？

◆行動計画を策定・実施し、9つの認定基準を満たした場合、申請することにより「子育てサポート企業」として厚生労働大臣(都道府県労働局長へ委任)の認定を受けることができます。

### Q3 認定を受けるメリットは？

◆認定を受けた事業主は、次世代認定マーク(愛称:くるみん)を、広告、商品、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることを内外にアピールすることができます。

企業イメージの向上、雇用される従業員のモラルアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着などが期待できます。

認定を受けた企業からは、「子育て支援企業としてアピールできた」「子育て支援について社員の意識が高まった」「会社のイメージアップにつながった」「問い合わせ・応募が増えた」などの声が寄せられています。

#### くるみんマークの活用事例

商品のパッケージ、CSR報告書や名刺、封筒、FAX送信状、  
会社ホームページや新聞広告、サービス提供時に着用する制服・車両、  
求人広告(※ハローワークの求人票にも掲載できます)

◆取得・新築・増改築した建物等について割増償却ができます。

認定を受けた行動計画の計画開始の日から認定を受けた日を含む事業年度の終了の日までに取得・新築・増改築をした建物とその附属設備について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の32%の割増償却ができます(平成27年3月31日まで)(別添リーフレット参照)。

#### Q4 認定基準とは？

◆「くるみん」認定企業は、以下の認定要件(9項目)全てを満たした企業です。

- 1 雇用環境の整備について適切な行動計画を策定したこと。
- 2 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3 策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- 4 公表及び従業員への周知を適切に行っていること（平成21年4月以降に策定した場合）。
- 5 計画期間において、男性労働者の育児休業者が1人以上いること。

★ 従業員300人以下の一般事業主の特例

計画期間内に男性の育児休業取得者がいなかった場合でも、①～③のいずれかに該当すれば基準を満たします。

- ① 計画期間内に子の看護休暇を取得した男性従業員がいること。（1才に満たない子のために利用した場合を除く。）
- ② 計画期間内に、小学校就学前の子を育てる従業員に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性従業員がいること。
- ③ 計画の開始前3年以内の期間に、育児休業等を取得した男性従業員がいること。

- 6 計画期間内の女性労働者の育児休業等取得率が70%以上であること。

★ 従業員300人以下の一般事業主の特例

計画期間内の女性の育児休業取得率が70%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業取得率が70%以上であれば基準を満たします。

（例えば、3年さかのぼると取得率が70%に満たないが、2年であれば70%以上となるような場合は、2年分だけさかのぼって構いません）

- 7 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。

- 8 次の①～③のいずれかを実施していること。

- ① 所定外労働の削減のための措置
- ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
- ③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

- 9 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

次世代育成支援対策推進法の認定を受け、  
「くるみん」を取得した事業主・**経理担当者**の皆さまへ

# 税制優遇を受けられる機会を 逃していませんか？

社屋の新築・増改築等をご検討中の事業主はぜひご利用ください！

平成 **27** 年 **3** 月 **31** 日まで延長されました。

新築・増改築した建物について **32%の割増償却** が可能です。



次世代認定マーク  
(愛称：くるみん)

## くるみん税制を利用した事業主は…



A社

くるみん税制の利用にあたっては、提出書類も少なく手続きは簡単で利用しやすかった。



B社

税制の適用を受けた年度は直接減税につながる点よかった。

## くるみん税制をよく知るあの方からも…

せっかくこのような優遇措置があるのに、使わないのはもったいない！

につぼん子育て応援団長、経済評論家  
勝間 和代氏



- 「子育てサポート企業」企業として、次世代育成支援への取り組みを推進している「くるみん」取得企業の皆様、この税制優遇制度を積極的にご活用ください。



ひと、暮らし、みらいのために  
厚生労働省・都道府県労働局

# 1 税制優遇制度の概要

- 次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づく認定を受け、次世代認定マーク（愛称「くるみん」）を取得した企業は、認定を受ける対象となった一般事業主行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の**32%の割増償却**ができます。

# 2 税制優遇制度の対象となる事業主の要件

- 青色申告書を提出する事業主であること
- 平成23年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度において、次世代法の認定を受けること

※ 個人事業主の場合は、平成24年1月1日から平成27年3月31日までの期間内に次世代法の認定を受けた場合に対象となります。

※ 過去に認定を受けたことのある事業主でも、当該期間内に新たに認定を受けた場合には対象となります。

※ 当該期間内に複数回認定を受けた場合には、最初の認定についてのみ対象となります。

## 次世代法に基づく認定とは？

- 一般事業主行動計画（以下「行動計画」）を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、必要書類を添えて都道府県労働局雇用均等室へ申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。
- 認定を受けた企業は、「くるみん」マークを広告、商品などに表示し、次世代育成支援対策に取り組んでいることをアピールできます。
- **行動計画**とは、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めて多様な働き方を選択できる労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間②目標③目標達成のための対策とその実施期間、を定めるものです。

行動計画の策定について<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

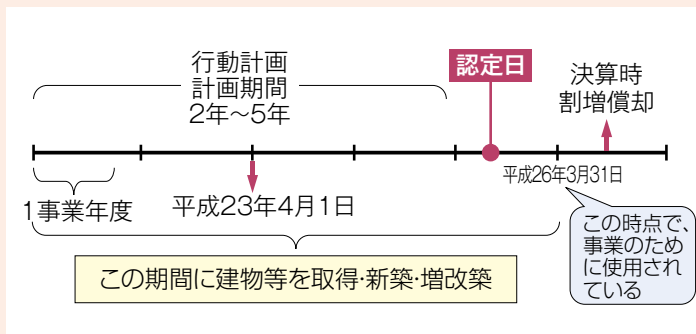


### 3 適用対象の建物等

以下の①②のどちらにも当てはまる建物及びその付属設備（以下「建物等」）が割増償却の対象となります。

- ①次世代法の認定を受けた日を含む事業年度終了の日において、事業主が所有し、事業のために使用している建物等
- ②認定を受ける対象となった行動計画の（ア）計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得した建物等で、その建設の後、事業のために使用されたことのないもの、または（イ）その期間内に新築・増改築をした建物等

- ※ 所有権移転外リース取引により取得したものを除きます。
- ※ 増改築の場合は、増改築のための工事を行ったことによって所有することとなった建物等の部分に限ります。
- ※ 「建物およびその付属設備」の例
  - 事務所用建物、店舗用建物、病院用建物、工場用建物、倉庫用建物、事業所内保育施設
  - 電気設備、アーケード・日よけ設備、給排水・衛生設備、ガス設備



### 4 事務手続

- 次世代法の認定申請は、都道府県労働局雇用均等室で受け付けています。認定を受けた事業主には「基準適合一般事業主認定通知書」を交付します。
- 割増償却は、上記通知書の写しを添えて、税務署に申告してください。

※割増償却について詳しくは、税務署までお問い合わせください。

### 「くるみん」を取得するには？

- 次世代法の認定を受け「くるみん」を取得するためには、適切な行動計画を策定し、その計画期間が終了し、一定の基準を満たしていることが必要です。

認定基準について<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dl/ninteikijun.pdf>

- 認定を受けようとする場合は、あらかじめ認定基準を踏まえて行動計画を策定してください。策定した、または策定しようとしている行動計画が目標を達成した場合に認定基準を満たすかどうかについては、都道府県労働局雇用均等室にご相談ください。
- 行動計画が認定基準を満たさない場合は、計画期間の途中でその期間や内容を変更することが可能です。計画の変更により、認定の対象となる場合もあります。  
行動計画の期間や内容を変更するときは、都道府県労働局雇用均等室に変更届を提出してください。

次世代法の一般事業主行動計画の策定、  
認定などに関するお問い合わせは、

▶ **最寄りの都道府県労働局雇用均等室まで**

	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地
北海道	011-709-2715	011-709-8786	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎9階
青森	017-734-4211	017-777-7696	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎
岩手	019-604-3010	019-604-1535	020-0045	盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎
宮城	022-299-8844	022-299-8845	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
秋田	018-862-6684	018-862-4300	010-0951	秋田市山王7丁目1番4号 秋田第二合同庁舎2階
山形	023-624-8228	023-624-8246	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
福島	024-536-4609	024-536-4658	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎
茨城	029-224-6288	029-224-6265	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31
栃木	028-633-2795	028-637-5998	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
群馬	027-210-5009	027-210-5104	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル
埼玉	048-600-6210	048-600-6230	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階
千葉	043-221-2307	043-221-2308	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎
東京	03-3512-1611	03-3512-1555	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
神奈川	045-211-7380	045-211-7381	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎13階
新潟	025-288-3511	025-288-3518	950-8625	新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館4階
富山	076-432-2740	076-432-3959	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号
石川	076-265-4429	076-221-3087	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎
福井	0776-22-3947	0776-22-4920	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎
山梨	055-225-2859	055-225-2787	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号
長野	026-227-0125	026-227-0126	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号
岐阜	058-245-1550	058-245-7055	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎
静岡	054-252-5310	054-252-8216	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎5階
愛知	052-219-5509	052-220-0573	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング11階
三重	059-226-2318	059-228-2785	514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎
滋賀	077-523-1190	077-527-3277	520-0051	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル
京都	075-241-0504	075-241-0493	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
大阪	06-6941-8940	06-6946-6465	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵庫	078-367-0820	078-367-3854	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 15階
奈良	0742-32-0210	0742-32-0214	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-488-1170	073-475-0114	640-8581	和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階
鳥取	0857-29-1709	0857-29-4142	680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号
島根	0852-31-1161	0852-31-1505	690-0841	松江市向島町134番10号 松江地方合同庁舎5階
岡山	086-224-7639	086-224-7693	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎
広島	082-221-9247	082-221-2356	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館
山口	083-995-0390	083-995-0389	753-8510	山口市河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館
徳島	088-652-2718	088-652-2751	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階
香川	087-811-8924	087-811-8935	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎
愛媛	089-935-5222	089-935-5223	790-8538	松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎
高知	088-885-6041	088-885-6042	780-8548	高知市南金田1番39号
福岡	092-411-4894	092-411-4895	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館
佐賀	0952-32-7218	0952-32-7224	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎
長崎	095-801-0050	095-801-0051	850-0033	長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル3階
熊本	096-352-3865	096-352-3876	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9階
大分	097-532-4025	097-537-1240	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル4階
宮崎	0985-38-8827	0985-38-8831	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2階
鹿児島	099-222-8446	099-222-8459	892-0847	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル
沖縄	098-868-4380	098-869-7914	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館3階

行動計画の策定・認定基準・認定企業一覧については厚生労働省ホームページをご覧ください

- 行動計画の策定について : <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>
- 認定基準について : <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dl/ninteikijun.pdf>
- 認定企業について : <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/kijuntekigou/index.html>